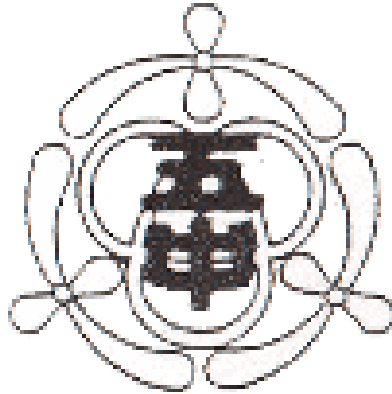




令和 7 年度

部活動後援会定期総会 資料

書面開催の期間：令和 7 年 4 月 1 5 日～2 8 日

報告・議事

1. 令和 6 年度活動報告に関する件
2. 令和 6 年度会計報告並びに会計監査報告に関する件
3. 令和 7 年度活動計画(案)に関する件
4. 令和 7 年度予算(案)に関する件
5. 令和 7 年度役員(案)に関する件

会則・細則

令和 6 年度 部活動後援会活動報告

4 月 部活動後援会定期総会 書面開催

第 1 回役員会の資料作成・印刷

第 1 回役員会 (4/17)

- ・後援会活動の概況報告と今年度計画について説明
- ・Window (部活動紹介) の作成依頼

5 月 部活動保護者会 → 次期係員決め依頼 (11 月末〆切)
部活動後援会の加入について作成・印刷・配布 (全校生徒)
市内陸上大会応援 → 選手保護者のみ応援

6 月 Window 第 1 号 (部活動紹介等) の作成

7 月 Window 第 1 号 スクリレ配信

9 月 Window 特別号 部活動紹介の QR コード作成・配布
Window 第 2 号の作成・スクリレ配信

10 月 Window 第 2 号 東葛駅伝コース紹介 スクリレ配信
東葛駅伝大会応援

11 月 中間会計監査実施
Window 第 3 号 (中間会計監査報告等) の作成

12 月 次期代表者決定 → 名簿作成
第 2 回役員会のお知らせの作成・印刷・配布

2 月 Window 第 4 号 スクリレ配信
第 2 回役員会の資料作成・印刷
第 2 回役員会 (2/18)

- ・新旧係員顔合わせ
- ・本年度活動の反省と課題
- ・来年度の活動内容について
- ・来年度本部役員の選考
- ・役員引き継ぎ
- ・会計監査実施

3 月 部活動後援会定期総会資料の作成

令和6年度 部活動後援会決算報告書

1. 収入の部

費 目	6 年度予算	6 年度決算	備 考
繰 越 金	0		
会 費	1,242,500	1,245,000	2,500 円×497 人
雑 収 入	0		
利 息	0	11	
合 計	1,242,500	1,242,511	

2. 支出の部

費 目	6 年度予算	6 年度決算	備 考
後援会 活動費	782,500	851,011	
事務費・会議費	0	0	
保 険 代	20,000	20,000	保護者向け保険
返 金	0	67,500	2,500 円×27 人
活 動 費	762,500	761,011	大会補助費、バス代等
各部活 活動費	460,000	394,000	各 1,000 円×394 人
予 備 費	0	0	
合 計	1,242,500	1,242,511	

※ 次年度繰越金はありません。

諸帳簿及び入出金に関わる書類全てにおいて厳正なる監査の結果、上記の通り相違ございません。

令和6年3月31日 会計監査2名
 オンライン掲載のため会計監査個人名および印を省略しています
 原本は部活動後援会にて保管

令和7年度 部活動後援会活動計画(案)

- 4月 部活動後援会定期総会 書面開催
- 第1回役員会の資料作成・印刷
第1回役員会
- ・後援会活動の概況報告と今年度計画について説明
 - ・Window（部活動紹介）の作成依頼
- 5月 部活動保護者会 → 次期係員決め依頼（11月末〆切）
部活動後援会の加入について作成・印刷・配布（全校生徒）
市内陸上大会応援
- 6月 Window 第1号（部活動紹介等）の作成
- 7月 Window 第1号 スクリレ配信
Window 特別号 部活動紹介のQRコード作成・配布
- 9月 Window 第2号（東葛駅伝大会応援依頼等）の作成・スクリレ配信
- 10月 東葛駅伝大会応援
中間会計監査実施
- 12月 Window 第3号（中間会計監査報告等）の作成・スクリレ掲載
次期役員決定 → 名簿作成
第2回役員会のお知らせの作成・印刷・配布
- 2月 第2回役員会の資料作成・印刷
第2回役員会
- ・新旧代表者顔合わせ ※1
 - ・本年度活動の反省と課題
 - ・来年度の活動内容について
 - ・来年度本部役員の選考 ※2
 - ・役員引き継ぎ
- 3月 会計監査実施
部活動後援会定期総会資料の作成

※1 部活動後援会代表者の主な仕事は、役員会への出席（各部活動から最低1名、代理でも可）、顧問の先生との情報連携（事務局が会報誌を作成するための情報収集等）、会報誌に掲載する部活動紹介の制作となります。
また、部活動後援会本部役員になられた方は今年度 PTA 役員歴となりますが、PTA 役員歴がある方も部員数が少数などの理由によっては部活動後援会代表者を引き受けていただく場合があります。

※2 部活動後援会本部役員は会長1名、副会長1名もしくは2名、事務局長1名（教頭先生）、事務局員3名、会計監査2名で構成され、部活動後援会役員会の運営ならびに部活動代表者と学校間の調整、会報誌の発行等を行います。

令和7年度 部活動後援会 予算(案)

1. 収入の部

費 目	7年度予算	備 考
繰越金		
会 費	1,160,000	2,500円×464人
雑収入		
利 息		
合 計	1,160,000	

2. 支出の部

費 目	7年度予算	備 考
後援会 活動費	780,000	
事務費・会議費	0	
保 険 代	20,000	保護者向け保険
活 動 費	760,000	大会補助費、バス代等
各部活 活動費	380,000	各1,000円×380人
予 備 費	0	
合 計	1,160,000	

本 部 役 員 候 補 者 名

会 長	谷水 絵梨
副 会 長	日沢 有加
副 会 長	牧元 由美子
事務局長	八代 雅史
事 務 局	新井 恵子
事 務 局	宮永 麻衣
事 務 局	矢吹 亜美
会計監査	大塚 香菜
会計監査	和田 佐知子

鎌ヶ谷市立第五中学校部活動後援会会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条

本会は、鎌ヶ谷市立第五中学校部活動後援会と称し、事務局を鎌ヶ谷第五中学校に置く。

(会の目的)

第2条

本会は、学校におけるあらゆる部活動を積極的に支援することを目的とする。

第2章 会 員

(会員の資格)

第3条

本会の会員は、部活動に加入した生徒の保護者と、本会の目的に賛同する在校生の保護者をもって会員とする。

第3章 役 員

(役員)

第4条

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名もしくは2名
3. 事務局 3名
4. 会計監査 2名
5. 事務局長 1名
6. 顧問(部活動の顧問) 若干名

(役員を選出)

第5条

- (1) 会長、副会長は役員会に報告し、総会において承認を受ける。
- (2) 事務局、会計監査は役員会において承認を受ける。
- (3) 事務局長は教頭先生とし、会計を兼務する。
- (4) 顧問は、会長の推薦を得、役員会において承認を受ける。
- (5) 会長及び副会長の選出については、細則において別に定める。

(役員の任期)

第6条

役員の任期は1年とする。但し、留年は妨げない。

(役員の任務)

第7条

- (1) 会長は任務を統轄し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、これを代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務の責に任ず。
- (4) 事務局は総会及び会議の記録、関係文章の作成、配布、保管、会計事務にあたる。
尚必要があればPTA運営委員会に出席する。
- (5) 会計監査は本会の会計事務を監査する。
- (6) 事務局長は部活動全体を掌握し本会との後援等を円滑に運ぶ。
- (7) 顧問は会全体の運営及び方針について助言や指摘することができる。

第4章 会 計

第8条

本会の経費は会費をもってあてる。

第9条

- (1) 本会の会費は、部活動加入部員一人につき一カ年2,500円とする。
- (2) 会費は毎年入部届け後に銀行引き落としとする。
- (3) 会費を臨時に募る必要のある時は役員会の承認を得る。
- (4) 会費は途中退部者には返金はしない。
- (5) 会費の取り扱いについては、細則において別に定める。

第10条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条

予算及び決算は、総会の承認を受けるにあたり、会計監査の審査に付さなければならない。

第5章 総会及び役員会

(総会の招集)

第12条

総会は年1回開催する。但し、会長が必要と認めた時は臨時に招集することができる。

(総会の議決方法)

第13条

- (1) 総会は会員の2/3以上が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。
- (2) 総会の議決は出席会員の過半数で可とし、可否同数の時は会長がこれを決する。
- (3) 会員は委任状をもって出席に代えることができる。
- (4) 総会が成立しない時、又は会長が必要と認めた時は、役員会の議決をもって、書面により各会員へ通知することができる。但し、次の総会で承認を得ることとする。

(役員招集)

第14条

- (1) 本会に役員会を設ける。役員会は各部より選出された係員で構成する。
- (2) 役員会は会長が招集する。
- (3) 役員は必要があると認めた時はいつでも会長に対して役員会を招集すべきことを請求することができる。

(役員会成立)

第15条

役員会は役員の2/3以上が出席しなければ議事を開き議決することはできない。
但し、委任状または代理人をもってこれに代えることができる。

平成23年4月22日改正

会長、副会長選出に関する細則

第1条

この細則は鎌ヶ谷市立第五中学校部活動後援会会則第4条、第5条に基づき役員会の議を経て定めるものである。

第2条

会長、副会長を選出するときは役員選考委員会を設置する。

第3条

役員選考委員は事務局3名及び事務局長1名で構成する。

なお、委員の互選により正・副委員長各1名を選出する。

第4条

役員選考委員会は会長1名、副会長1名もしくは2名の適任者を会員(3年生の保護者を除く。)の中から選考し、候補者の同意を得て役員会に報告し、総会の承認を受ける。

なお、役員選考委員会の選考過程については公表しない。

第5条

会長、副会長の選考については公募とし、会員へ12月上旬までに通知する。

第6条

会長、副会長は原則自薦とし、12月下旬までに役員選考委員会は名簿の提出を受ける。

なお、自薦名簿の提出がない場合は他薦もその限りではない。

おって、会員への公募通知は自薦、他薦併用の様式とする。

第7条

年度途中において会長、副会長に欠員が生じた場合は、速やかに役員会の議を経て補充を決定し、書面により会員へ通知する。

第8条

役員選考委員会の委員は会長、副会長の候補者になることはできない。

但し、委員を辞退したときはその限りではない。

なお、委員に欠員が生じた場合は補充することができる。

第9条

役員選考委員会は2月末日までに次期会長、副会長を選考し、会長に報告する。

第10条

役員選考委員会の任務は選考された会長、副会長が総会において承認されたとき完了する。

11条

総会までに会長、副会長の選考に困難が生じた場合は、事務局長が代行として当面その職務を引き継ぐ。

なお、5月末日までに役員会の議を経て会長を決定し、書面により会員へ通知する。

第12条

この細則は平成19年4月20日から実施する。

平成23年4月22日改正

会費の取扱いに関する細則

第1条

この細則は鎌ヶ谷市立第五中学校部活動後援会会則第8条、第9条、第10条、第11条に基づき役員会の議を経て定めるものである。

第2条

本会会費は部活動を積極的に支援するためのみ使用し、他の使用を認めない。

第3条

会費納入の範囲は原則、部活動に加入した生徒の保護者と本会の目的に賛同された在校生の保護者とする。

第4条

- (1) 会費は部活動に加入している部員一人につき年間 2,500 円とする。なお、賛同される方の寄付はその限りではない。
- (2) 会費の使用内訳は各部部活動費及び後援会活動費として充てられる。なお、寄付については後援会活動費へ組み入れる。

第5条

会費納入方法は銀行引落としとする。(支払月:6月)

なお、一括引落としのため、部活動未加入者には返金する。(返金月:12月)

おって、賛同される方及び途中退部者には返金しない。

第6条

会費は一括して事務局長(教頭)が管理すること。

なお、役員会からの使用状況を求められた場合には速やかに応じること。

第7条

役員会において各部活動に係る使用状況を確認すること。

第8条

会計報告は前期(4月～9月)、後期(10月～3月)の2回行い、書面により会員へ通知すること。

なお、後期においては総会の決算報告書に代えることが出来る。

おって、会計報告の事務取りまとめは事務局で行うこと。

第9条

各部活動の使用額上限は(年間会費×部員数)とする。

なお、使用額上限を超えて支出が必要な場合には役員会の承認を得ること。

第10条

総会において昨年度の会計報告及び新年度予算の承認を得なければならない。

第11条

臨時に支出する場合には役員会の承認を得ること。

第12条

この細則は平成 19 年 4 月 20 日から実施する。